

教習所に入校しない場合の受験案内

準中型免許

■ 受験資格

- 18歳以上のかた
 - 現在有効な仮運転免許証(準中型自動車を運転できる仮免許)を所持しているかた
- ※仮運転免許証の取得については、《仮運転免許の受験案内》をご覧ください。
- 申請日前3か月以内に5日以上の上路練習を終えたかた

■ 必要書類

- 運転免許証又はマイナ免許証(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
- ※現在有効である運転免許証又はマイナ免許証を所持しているかた(免許証の住所が青森県内である必要があります。)
- ※運転免許証とマイナ免許証をお持ちのかたは両方お持ちください(片方のみでは申請ができません)
- マイナンバーカード(有効期限内のもの)
- ※マイナ免許証の取得を希望するかたは、お持ちください。
- 仮運転免許証
 - 受験票(試験場にあります。)
 - 運転免許申請書(試験場にあります。)
 - 質問票(試験場にあります。)
 - 写真2枚(申請書と受験票に貼付する分です。)
- ※縦3cm×横2.4cm、上三分身、正面、無帽、無背景、6か月以内に撮影したもの。
- 本籍が記載されている住民票
- ※青森県内に住所があり、申請日前1年以内に発行されたもので、最新の本籍・住所が記載されているもの。(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの。)
- ※外国人のかたは、国籍等が記載されている住民票(青森県内に住所があり、申請日前1年以内に発行されたもので最新の国籍等・住所が記載されているもの。(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの))
- ※現在有効である運転免許証又はマイナ免許証を所持しているかたは住民票の提出は不要ですが、免許証の記載内容に変更を伴うかたは持参ください。
- 路上練習申告書
- ※路上練習で使用了車両の車検証のコピーを添付してください。
- 取消処分者講習終了証明書
- ※取消処分を受けたかたは、受験申請日1年以内に取消処分者講習を受講している必要があります。(初心取消、一定の病気等による取消しは除く。)
- ※免許が失効したため違反行為等を理由とする免許の取消しを受けなかったかたも、受験申請日1年以内に取消処分者講習を受講している必要があります。
- 準中型車講習終了証明書、第一種応急救護処置講習終了証明書
- ※受講日から1年以内のもの。
- ※講習は免除となる場合があります。詳しくは《取得時講習の案内》をご確認ください。

■ 手数料

- 試験手数料 3,900円
 - 車両使用料 3,000円
 - 交付等手数料
- 運転免許証のみの場合 2,350円
- マイナ免許証のみの場合 1,550円
- 運転免許証とマイナ免許証の2枚の場合 2,450円